

第23回八尾市人権尊重の社会づくり審議会資料
所管課：八尾市経済環境部環境保全課

八尾市の路上喫煙対策について

1. 「八尾市路上喫煙マナー向上を市民とともに推進する条例」

本条例は、平成22年10月に施行され、たばこを吸う人も吸わない人も、ともに気持ちよく過ごせるように、歩きたばこの禁止など路上での喫煙に関するルールを定めています。

条例の目的

喫煙マナーは元来、個人のモラルの問題として捉えられてきましたが、最近では、健康増進やまちの美化促進に対する関心の高まりとともに、副流煙の被害や吸い殻のぽい捨てなど路上での喫煙マナーについて規制を求める声が多くなっています。

八尾市では、快適な生活環境づくりときれいなまちやおの実現を図るため、路上喫煙に関するルール作りを行い、市民・事業者とともに路上喫煙マナーの向上を図る目的で本条例を制定しています。

① 清潔で快適な生活環境の実現（美化）

市が平成22年度に実施した市内の主要駅周辺における調査では、路上喫煙者のうち携帯灰皿などを用いて吸い殻を自己処理する率が平均で30.6%、反対に道路や側溝などにぽい捨てする率が平均で38.7%でした。また、道路や公園などで見かけるぽい捨てごみの中にも吸い殻が数多く見られ、本条例により、吸い殻のないきれいなまちをめざします。

② 身体及び財産の安全の確保（安全・安心）

たばこの火の温度は約700度にもなり、しかもたばこを持つ手は子どもの目の高さと同じ位の位置にあるといわれています。気をつけているつもりでもすれ違いざまに小さなお子さんを火傷させてしまう可能性は十分にあります。市が平成21年度に実施したアンケート調査では、「火傷を負わされた、あるいは負わされそうになった」との回答が468件、また、「衣服などを焦がされた、あるいは焦がされそうになった」との回答が308件にも上っています。本条例により、たばこによる火傷の被害や服の焼け焦げ、また、火事の防止を図ります。

③ 健康への影響の抑制（健康）

たばこの副流煙は、近年、たばこを吸う周囲の人たちに対する健康への害という社会問題として表面化しています。加えて、たばこの煙はたばこを吸わない人にとって不快なものです。市が平成21年度に実施したアンケート調査でも、「たばこの煙やにおいで不快な思いをした」という回答が1,502件に上っています。本条例により、大勢の人の集まる場所での副流煙による被害や不快さの防止を図ります。

路上喫煙のルール(禁止事項)

3つの目的を達成し、快適な生活環境づくりときれいなまちやおを実現するため、路上喫煙のルール(禁止事項)を定めています。

※ 本条例で規制するのは公共の場所における喫煙です。公共の場所とは、道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいい、室内や私有地は除きます。また、喫煙をすることができる場所として当該公共の場所を管理する権限を有する者が指定した場所も除きます。

① 市内の路上では歩きたばこ等を禁止

ぼい捨てや火傷などの被害につながりやすいため、市内の路上では歩きたばこは全域で禁止し、歩きながらだけでなく、自転車などに乗りながらたばこを吸うことも禁止しています。

② 多数の人がいる場所では路上喫煙を禁止

祭りやイベント会場、また、信号待ちの人が多くいる交差点など、多数の人がいる場所での喫煙は周囲の人に否応なくたばこの煙を吸わせてしまうこととなります。また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げ被害にもつながりやすいです。そのため、現に多数の人がいる場所では立ち止まった喫煙も含め、喫煙そのものを禁止しています。

※ 自動車の窓を開けて喫煙することも禁止。

③ 路上喫煙禁止区域内では路上喫煙を禁止

路上喫煙禁止区域内では、立ち止まった喫煙も含め、喫煙そのものを禁止しています。

※ 自動車の窓を開けて喫煙することも禁止。

路上喫煙禁止区域

路上喫煙禁止区域は現在1ヶ所あり、近鉄八尾駅南側・市役所周辺地域を指定しています。本地域は乗降客の多い近鉄八尾駅があることから人の往来が頻繁であることに加え、市の行政機能が集約された中心的な地域であることから、平成23年4月より路上喫煙禁止区域に指定しています。

本条例では、路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をした場合、過料2,000円以下の罰則に処するという規定を設けています。

※ 現段階では過料を徴収するのではなく、禁止区域内での直接指導・啓発を行うことによりマナー向上を図ることをめざしています。



2. 市の取り組み

目的を達成し、快適な生活環境づくりときれいなまちやおを実現するため、本市では現在、下記のような取り組みを行っています。

① 八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会の設置

条例の円滑な運用及び実効性を確保するとともに、市民、事業者の参画による路上喫煙の防止を図るため、八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会を設置して、路上喫煙マナー向上に関する種々の検討を行っています。

② 路上喫煙に関する啓発指導員の配置

路上で喫煙する人への指導により、路上喫煙マナーの向上を促進するとともに路上喫煙による被害などを未然に防止するため、警察 OB 職員による市内の巡回指導を実施しています。

③ 街頭や地域でのイベントなどにおける啓発活動

駅前や地域でのイベントなどにおいて、路上喫煙マナー向上を図るための啓発グッズの配布を行うなど、広く本条例の周知を図るための活動を実施しています。

④ 路上喫煙等実態調査の実施

路上喫煙の実態や条例の効果を計るため、ぽい捨て吸殻の本数、路上喫煙率及びぽい捨て率の調査を実施しています。

⑤ 八尾市路上喫煙マナー向上推進員の委嘱

たばこのマナーについて地域の関心を高め、地域の実情に合った取り組みを推進するため、路上喫煙マナー向上推進員を委嘱し、さまざまな啓発活動を行います。

3. 条例施行と啓発活動の検証

平成21、22年度に、近鉄八尾駅、山本駅、JR久宝寺駅、八尾駅、志紀駅、地下鉄八尾南駅の主要6駅での路上喫煙実態調査結果を比較したところ、総合的に見て、吸殻本数は減っており、路上喫煙率も減っていることから一定の効果があつたものと考えています。

各駅平均	平成21年度	平成22年度
吸殻数(本)	1,886	715
路上喫煙率	2.7%	2.0%
歩行喫煙率	82.3%	81.8%
ぽい捨て率	46.1%	38.7%

※ 路上喫煙率…通行者のうち路上喫煙をしている人の割合。

※ 歩行喫煙率…路上喫煙者のうち歩きながら喫煙している人の割合。

八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例

平成 22 年 3 月 31 日

条例第 11 号

八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙マナーの向上を図るため、必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市の協働による清潔で快適な生活環境の実現、市民等の身体及び財産の安全の確保並びに健康への影響の抑制に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に滞在する者(在勤し、又は在学する者を含む。)及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所(室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。)をいう。
- (4) 路上喫煙 公共の場所(喫煙をすることができる場所として当該公共の場所を管理する権限を有する者が指定した場所を除く。)における喫煙(火の付いたたばこを持つことを含む。以下同じ。)をいう。ただし、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車(同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。
- (5) 歩行喫煙等 歩行しながら、又は自転車等に乗りながら喫煙をすることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、路上喫煙の防止に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、公共の場所において、喫煙により他人に被害又は不快感を与えることのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その従業員に対し、公共の場所における喫煙に係るマナーの向上に関する教育に努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第6条 市長は、路上喫煙に起因する被害の防止及び健康への影響の抑制を図るため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下「路上喫煙禁止区域の指定」という。)については、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、路上喫煙禁止区域の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該路上喫煙禁止区域内の見やすい場所に、規則で定める標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は路上喫煙禁止区域の指定を解除することができる。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の変更又は路上喫煙禁止区域の指定の解除をしようとする場合について準用する。この場合において、第4項中「当該路上喫煙禁止区域内の見やすい場所に、規則で定める標識の設置又は標示をしなければ」とあるのは「当該路上喫煙禁止区域に係る標識又は標示を変更し、又は消除しなければ」と、第5項中「前項」とあるのは「第7項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等の申出)

第7条 市民(市内に住所を有する者をいう。以下同じ。)及び事業者は、路上喫煙禁止区域の指定、路上喫煙禁止区域の変更又は路上喫煙禁止区域の指定の解除について、市長に対し、規則の定めるところにより、当該対象とすべき区域内の相当数の市民及び事業者の同意を得た上で、これを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出が明らかにその必要がないものと認められる場合その他規則で定める場合を除き、八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会の意見を聴かなければならない。

(禁止行為)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行喫煙等をしてはならない。

2 市民等は、現に多数人のいる場合において、路上喫煙をしてはならない。

3 市民等は、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その是正に必要な指導を行うことができる。

(八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会)

第10条 この条例の円滑な運用及び実効性を確保するとともに、市民、事業者の参画による路上喫煙の防止を図るため、八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 事業者及び関係行政機関の代表者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(八尾市路上喫煙マナー向上推進員)

第11条 市長は、路上喫煙の防止に関する啓発又は指導を行うため、市民のうちから八尾市 路上喫煙マナー向上推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、前項に規定する業務を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 第8条第3項の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成22年4月規則第24号で、同22年5月1日から施行)

(平成22年9月規則第42号で、第6条から第9条まで、第11条及び第12条の規定は、同22年10月1日から施行)